

平成25年度

川西市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

平成26年9月1日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 塩 川 芳 則

川西市監査委員 岩 本 吉志子

川西市監査委員 岡 留 美

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	15
	資金不足比率の状況	24
1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	24
	参考資料	
	阪神7市における比率の推移について	25

(表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 16 日から同年 8 月 28 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位: %)

比率の名称	23年度	24年度	25年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 1	-	-	-		2 11.85	20.00
連結実質赤字比率 1	-	-	-		2 16.85	30.00
実質公債費比率	11.4	11.7	12.3	0.6	25.0	35.0
将来負担比率	160.9	152.6	147.3	5.3	350.0	
資金不足比率					経営健全化基準	
水道事業会計 1	-	-	-		20.0	
下水道事業会計 1	-	-	-			
病院事業会計	6.6	17.9	16.0	1.9		

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、25年度の基準を記載している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は 12.3% で、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。
- (3) 将来負担比率は 147.3% で、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。

病院事業会計は 16.0% で、経営健全化基準 (20.0%) を下回っている。比率は、資金不足額が 719 万円 (1.2%) の微減に対し、医業収益が 3 億 5,528 万円 (10.3%) 増加したことで、前年度に比べ 1.9 ポイント低下 (改善) している。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率(同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25～15% (25年度当市11.85%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25～20% (25年度当市16.85%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%
実質公債費比率 (3力年平均)	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	-
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%
	事業規模	-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計		
一般会計等	一般会計	一般会計		
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計		
		中央北地区土地区画整理事業特別会計		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		
		後期高齢者医療事業特別会計		
		農業共済事業特別会計		
		介護保険事業特別会計		
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計		
		病院事業会計		
		下水道事業会計		
一部事務組合・広域連合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合			
	丹波少年自然の家事務組合			
	兵庫県後期高齢者医療広域連合			
	兵庫県市町村職員退職手当組合			
地方公社・第三セクター等	川西市土地開発公社			
	一般財団法人川西市都市整備公社			
	川西都市開発株式会社			
	株式会社パルティ川西			
	公益財団法人阪神北広域救急医療財団			
	社会福祉法人阪神福祉事業団			

団体名は、平成26年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	25,930,696	25,946,972	25,969,266	22,294	0.1
標準税収入額等	20,602,205	20,184,626	20,294,682	110,056	0.5
普通交付税	5,328,491	5,762,346	5,674,584	87,762	1.5
(2) 臨時財政対策債発行可能額	2,768,514	2,918,829	3,116,800	197,971	6.8
合 計	28,699,210	28,865,801	29,086,066	220,265	0.8

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は290億8,606万円で、前年度に比べ2億2,026万円(0.8%)増加している。これは主に、臨時財政対策債発行可能額が増加したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

【計算式】 $(\text{基準財政収入額} - A) \times 100/75 + A + \text{普通交付税}$

$A = \text{地方譲与税の一部} + \text{交通安全対策特別交付金}$

$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.85%（当市 25 年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

(2) 実質赤字比率の状況

平成 25 年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (実質赤字額) (A)	373,432	510,373	414,320	96,053	18.8
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	28,699,210	28,865,801	29,086,066	220,265	0.8
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-		
参考 (黒字比率)	(1.30%)	(1.76%)	(1.42%)	(0.34ポイント)	

実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は4億1,432万円の黒字であり、前年度に比べ9,605万円(18.8%)減少している。なお、黒字比率としては1.42%となり、前年度に比べ0.34ポイント低下している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(25年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	50,637,709	49,034,144	1,603,565	112,767	1,490,798
用地先行取得事業特別会計	2,398,813	2,914,549	515,736	0	515,736
中央北地区土地区画整理事業特別会計	562,164	1,062,033	499,869	60,873	560,742
合 計	53,598,686	53,010,726	587,960	173,640	414,320

1 会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

2 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額
- ~ に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 25 年度の場合、早期健全化基準は 16.85% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

25 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	373,432	510,373	414,320	96,053	18.8
一般会計	373,432	510,373	414,320	96,053	18.8
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	528,266	380,330	308,791	689,121	181.2
国民健康保険事業特別会計	707,179	455,116	46,336	501,452	110.2
後期高齢者医療事業特別会計	45,767	60,479	60,037	442	0.7
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	133,146	14,307	202,418	188,111	1,314.8
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	5,689,743	5,648,484	4,705,267	943,217	16.7
法適用 水道事業会計	4,850,826	4,958,120	3,749,759	1,208,361	24.4
" 下水道事業会計	1,070,872	1,308,420	1,566,369	257,949	19.7
" 病院事業会計	231,955	618,056	610,861	7,195	1.2
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	5,534,909	5,778,527	5,428,378	350,149	6.1
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	28,699,210	28,865,801	29,086,066	220,265	0.8
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考(黒字比率)	- (19.28%)	- (20.01%)	- (18.66%)	(1.35ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、54億2,837万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ3億5,014万円(6.1%)減少しているが、これは主に、国民健康保険事業特別会計で5億145万円、介護保険事業特別会計で1億8,811万円、公営企業会計の下水道事業会計(資金剰余額)2億5,794万円がそれぞれ増加したものの、水道事業会計(資金剰余額)で12億836万円減少したためである。この結果、黒字比率としては18.66%となり、前年度に比べ1.35ポイント低下している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(25年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	17,832,757	17,786,421	46,336	0	46,336
後期高齢者医療事業	2,370,791	2,310,754	60,037	0	60,037
農業共済事業	7,791	7,791	0	0	0
介護保険事業	10,516,884	10,314,466	202,418	0	202,418
合 計	30,728,223	30,419,432	308,791	0	308,791

イ 公営企業会計(詳細は、24P「資金不足比率」参照)

公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(25年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産 (a)	流動負債 (b)	算入地方債 (1) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能資金 不足額(2) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額) (d)-(e)
水道事業	4,136,674	386,915	0	3,749,759	0	3,749,759
下水道事業	1,901,646	335,277	0	1,566,369	0	1,566,369
病院事業	592,359	1,203,220	0	610,861	0	610,861
合 計	6,630,679	1,925,412	0	4,705,267	0	4,705,267

1 算入地方債

2 解消可能資金不足額

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高事業の性格上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

3 実質公債費比率（3カ年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準、段階的な起債制限の基準として地方財政法に定められており、18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり起債制限団体となる。

【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(A)} \\ \hline \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(繰上償還等除く)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(B)} \\ \hline \text{準元利償還金 (1)} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 - (
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(C)} \\ \hline \text{特定財源 (2)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}
) \\
 \\
 =
 \frac{
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(E)} \\ \hline \text{標準財政規模 4P参照} \\ \text{(臨時財政対策債発行可} \\ \text{能額を含む)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}
 }{
 }
 \end{array}$$

1 (B) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

(2) 実質公債費比率の状況

25年度決算における実質公債費比率(3カ年平均)の状況及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

(単位: %)				
比 率	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	11.4	11.7	12.3	0.6ポイント

【25年度決算の状況(23年度～25年度までの3カ年平均)】

		(A) 元利償還金 (繰上償還等 除く)	+	(B) 準元利償還金			-	(C) 元利・準元利償 還金に充てられる 特定財源	+	(D) 基準財政需要額 に算入された元 利・準元利償還金		
(単位: 千円)												
23年度	(7,237,056	+	2,698,041)	(3,308,090	+	3,475,352)		3,151,655
24年度	(7,236,768	+	2,674,127)	(3,422,870	+	3,567,687)		2,920,338
25年度	(7,288,736	+	2,655,154)	(3,000,215	+	3,598,627)		3,345,048
25平均	(7,254,187	+	2,675,774)	-	3,243,725	+	3,547,222)		3,139,014
24平均	(6,732,844	+	2,645,661)	(2,950,936	+	3,470,671)		2,956,898
増減	(521,343	+	30,113)	(292,789	+	76,551)		182,116
増減率		7.7%		1.1%			9.9%		2.2%		6.2%	
=												
		(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)					-	(D) 基準財政需要額に算入された 元利・準元利償還金				
23年度		28,699,210						3,475,352				25,223,858
24年度		28,865,801						3,567,687				25,298,114
25年度		29,086,066						3,598,627				25,487,439
25平均		28,883,692					-	3,547,222				25,336,470
24平均		28,721,763						3,470,671				25,251,092
増減		161,929						76,551				85,378
増減率		0.6%						2.2%				0.3%
		実質公債費 比率 (3カ年平均)										12.3%
23年度		12.49474										
24年度		11.54370										
25年度		13.12430										
25平均		12.3										
24平均		11.7										
増減		0.6										

平成25年度算定時に、23・24年度((B)準元利償還金)の金額を一部修正している。

当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は12.3%(早期健全化基準25.0%)で、前年度算定に比べ0.6ポイント上昇している。これは主に、分子である実質的な公債費の合計額が1億8,211万円(6.2%)増加したためである。実質的な公債費の合計額は、公債費からの控除財源(償還金に充てられる特定財源及び基準財政需要額算入額)で3億6,934万円(5.8%)増加したものの、元利償還金(繰上償還等を除く)で5億2,134万円(7.7%)及び準元利償還金で3,011万円(1.1%)がそれぞれ増加したことによるものである。元利償還金の増は、主に用地先行取得事業特別会計の償還金に係るもの、準元利償還金の増は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金等の影響によるものである。

単年度比率は13.1%で、前年度に比べ1.6ポイント上昇している。これは主に、分子のうち、準元利償還金で、公営企業債償還費に係る繰出金の減などにより1,897万円(0.7%)減少したものの、元利償還金で5,196万円(0.7%)増加するとともに、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源(土地売却収入、都市計画税充当可能額等)が4億2,265万円(12.3%)減少したことなどで、分子全体の実質的な公債費の合計が4億2,471万円(14.5%)増加したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、都市計画事業費を抑制した場合は、特定財源として算入される都市計画税充当額が多くなり、当該比率を低下(改善)させる要因となる。

当年度算定における都市計画税算入による特定財源(3カ年平均)は15億1,026万円、前年度算定に比べ6,265万円(4.0%)減少しているが、これは、中央北地区整備事業等の事業費増により公債費への充当可能額が減少したためである。

元利償還金では、一般会計分は、従来から市債の発行抑制に努めてきたことなどで減少傾向にあるが、用地先行取得事業特別会計分は、市土地開発公社用地の買い戻しに係る償還の影響により増加している。さらに、準元利償還金では、今後も中央北地区推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金等が多額で推移するため、当面は、ほぼ同程度の比率が続くものと予想される。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。

(3) (A) 元利償還金（繰上償還等を除く）〔3カ年平均算入額・72億5,418万円〕

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」には、一般会計等に係る地方債の元利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減するもの（償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等）を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金（繰上償還等除く）

（単位：千円・％）

区 分	23年度 (3カ年平均)	24年度(b) (3カ年平均)	25年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費（一般会計等に係るものに限る）	7,182,669	7,305,601	7,792,725	487,124	6.7
控除額	1,014,972	572,757	538,539	34,218	6.0
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	970,972	544,757	488,539	56,218	10.3
満期一括償還地方債の元金に係る分	44,000	28,000	50,000	22,000	78.6
(A) 元利償還金（繰上償還等を除く）	-	6,167,697	6,732,844	521,343	7.7

繰上償還等を除く元利償還金(3カ年平均額)は72億5,418万円で、前年度算定に比べ5億2,134万円(7.7%)増加している。これは主に、公債費が用地先行取得事業特別会計における元利償還金の増などにより4億8,712万円(6.7%)増加したためである。

なお、当年度単年度の元利償還金（繰上償還額等を除く）は72億8,873万円で、前年度に比べ5,196万円(0.7%)増加している。これは、公債費で332万円(0.04%)減少したものの、借換債等を財源とした償還額の減などにより控除額でも5,528万円(8.9%)減少したためである。

(4) (B) 準元利償還金〔3カ年平均算入額・26億7,577万円〕

「(B)準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）」には、公営企業債の償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円・%)

区 分	23年度 (3カ年平均)	24年度(b) (3カ年平均)	25年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)	54,075	60,439	57,106	3,333	5.5
イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金	1,164,994	1,135,035	1,041,741	93,294	8.2
水道事業	329	340	285	55	3.3
下水道事業	873,976	846,684	792,541	54,143	6.4
病院事業	290,688	288,012	248,915	39,097	13.6
ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金	445,490	621,219	728,535	107,316	17.3
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	843,580	826,199	846,097	19,898	2.4
オ 一時借入金の利子	2,722	2,769	2,295	474	17.1
合 計 (B)準元利償還金	2,510,861	2,645,661	2,675,774	30,113	1.1

準元利償還金(3カ年平均額)は26億7,577万円で、前年度に比べ3,011万円(1.1%)増加している。これは主に、公営企業債の償還費に対する繰出金で9,329万円減少したものの、一部事務組合に対する負担金等(猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金等)で1億731万円及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で1,989万円増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均・5,710万円〕
 - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均・10億4,174万円〕
 - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均・7億2,853万円〕
 - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び丹波少年自然の家事務組合の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの〔3カ年平均・8億4,609万円〕
 - ・中央北地区推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、出在家団地建設事業償還金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均・229万円〕
 - ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る利子額を計上している。

(5) (C) 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

〔3カ年平均算入額・32億4,372万円〕

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区 分	23年度 (3カ年平均)	24年度(b) (3カ年平均)	25年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	45,252	44,529	43,811	718	1.6
イ 公営住宅使用料	194,346	209,993	219,055	9,062	4.3
ウ 都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	1,619,653	1,572,923	1,510,266	62,657	4.0
エ その他	590,880	1,123,490	1,470,593	347,103	30.9
合 計 (C) 特定財源	2,450,131	2,950,936	3,243,725	292,789	9.9

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は32億4,372万円で、前年度算定に比べ2億9,278万円(9.9%)増加している。これは主に、その他〔不動産売払収入による繰上償還相当分(減債基金への積立金)等〕で3億4,710万円増加したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均・4,381万円〕

・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。

イ 公営住宅使用料〔3カ年平均・2億1,905万円〕

・市営住宅使用料のうち、公営住宅建設事業債の元利償還金に充当可能な額を計上している。

ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

〔3カ年平均・15億1,026万円〕

・都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算した額である。都市計画事業費としては、街路、公園、下水道及び中央北地区整備の各事業(特定財源を除く)及び土地区画整理事業の各事業費、都市計画関連の公債費等分としては、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社への中央北地区推進事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

エ その他〔3カ年平均・14億7,059万円〕

・災害援護資金貸付金返還金、(株)パルティ川西貸付金返還金、不動産売払収入、同収入による減債基金への積立額及び土地貸付収入を計上している。

(6) (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(後年度交付税措置される額) [3カ年平均算入額・35億4,722万円]

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

区 分	23年度 (3カ年平均)	24年度(b) (3カ年平均)	25年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	25年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	375,531	368,231	358,149	10,082	2.7	344,400
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	130,072	139,554	151,620	12,066	8.6	171,691
災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)	2,149,566	2,278,867	2,395,726	116,859	5.1	2,497,307
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	657,072	631,230	578,837	52,393	8.3	519,493
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	7,398	7,388	7,391	3	0.0	7,386
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る。)	34,438	45,401	55,500	10,099	22.2	58,350
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,354,077	3,470,671	3,547,222	76,551	2.2	3,598,627

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3カ年平均)は35億4,722万円で、前年度算定に比べ7,655万円(2.2%)増加している。これは主に、災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)で5,239万円減少したものの、同基準財政需要額(一般会計分)で1億1,685万円増加したためである。

なお、当年度単年度の算入合計額は35億9,862万円で、前年度に比べ3,094万円(0.9%)増加している。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

【計算式】

<p>(A) 将来負担額(1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等(2)</p> <p>(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = </p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む) 4P 参照</p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 14P 参照</p>

1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

25年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %)

比率	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	160.9	152.6	147.3	5.3ポイント

【25年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位: 千円)
97,985,811	60,433,575	37,552,236	
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (14P参照)	(C) - (D)	将来負担比率
29,086,066	3,598,627	25,487,439	147.3%

【(A)将来負担額】

(単位: 千円)

年度	地方債の 現在高	債務負担行為に基 づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等負担 等見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負債額 等負担見込額	将来負担額 合計(A)
23	53,764,051	18,173,546	8,650,289	7,250,119	10,118,290	35,340	97,991,635
24	57,670,916	17,182,420	7,722,349	6,595,464	9,873,210	61,914	99,106,273
25	58,027,583	16,655,153	7,823,155	5,930,754	9,343,472	205,694	97,985,811
増減	356,667	527,267	100,806	664,710	529,738	143,780	1,120,462
増減率	0.6%	3.1%	1.3%	10.1%	5.4%	232.2%	1.1%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要 額算入見込額		充当可能財源等 合計(B)
			うち都市計画税		
23	3,645,180	15,161,968	13,012,901	38,576,840	57,383,988
24	5,721,126	13,728,410	11,762,357	41,029,564	60,479,100
25	4,601,096	13,279,145	11,543,837	42,553,334	60,433,575
増減	1,120,030	449,265	218,520	1,523,770	45,525
増減率	19.6%	3.3%	1.9%	3.7%	0.1%

【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額 合計(A)	充当可能財源等 合計(B)	差引 (A)-(B)
23	97,991,635	57,383,988	40,607,647
24	99,106,273	60,479,100	38,627,173
25	97,985,811	60,433,575	37,552,236
増減	1,120,462	45,525	1,074,937
増減率	1.1%	0.1%	2.8%

増減は「25年度 - 24年度」、増減率は「(25年度-24年度)/24年度 × 100」

当年度の将来負担比率は147.3%(早期健全化基準350.0%)で、前年度に比べ5.3ポイント低下している。これは主に、将来負担額で11億2,046万円(1.1%)減少したことにより、分子全体(将来負担額-充当可能財源等)が10億7,493万円(2.8%)減少したためである。将来負担額の減少は、主に、地方債の現在高で3億5,666万円(0.6%)増加したものの、組合等負担等見込額で6億6,471万円(10.1%)、退職手当負担見込額で5億2,973万円(5.4%)及び債務負担行為に基づく支出予定額で5億2,726万円(3.1%)がそれぞれ減少したことによるものである。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は14P参照〕。

(3) (A) 将来負担額〔ア～カの合計額・979億8,581万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は979億8,581万円で、前年度に比べ11億2,046万円(1.1%)減少している。これは、地方債の現在高で3億5,666万円、設立法人の負債額等負担見込額で1億4,378万円及び公営企業債等繰入見込額で1億80万円がそれぞれ増加したものの、組合等負担等見込額で6億6,471万円、退職手当負担見込額で5億2,973万円及び債務負担行為に基づく支出予定額で5億2,726万円がそれぞれ減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔580億2,758万円〕

一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

会 計	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一 般 会 計	40,476,407	42,239,960	44,727,415	2,487,455	5.9
用地先行取得事業特別会計	11,653,844	9,367,156	6,942,098	2,425,058	25.9
中央北地区土地区画整理事業特別会計	1,633,800	6,063,800	6,358,070	294,270	4.9
合 計	53,764,051	57,670,916	58,027,583	356,667	0.6

地方債現在高は580億2,758万円で、前年度に比べ3億5,666万円(0.6%)増加している。これは主に、用地先行取得事業特別会計で24億2,505万円減少したものの、一

般会計で24億8,745万円(臨時財政対策債及び教育施設耐震化事業に係る教育債等)増加したことによるものである。

なお、算定される「一般会計等」の地方債は、一般会計及び用地先行取得事業と中央北地区土地区画整理事業の各特別会計が対象となる。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔166億5,515万円〕

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円・%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行なう用地先行取得事業	5,057,085	4,426,198	4,482,909	56,711	1.3
川西市都市整備公社事業運営資金	12,693,900	12,354,600	11,795,300	559,300	4.5
出在家団地建設事業	374,125	351,594	329,048	22,546	6.4
救急医療対策事業	48,436	50,028	47,896	2,132	4.3
合 計	18,173,546	17,182,420	16,655,153	527,267	3.1

支出予定額は166億5,515万円で、前年度に比べ5億2,726万円(3.1%)減少している。これは主に、市都市整備公社事業運営資金で5億5,930万円減少したためである。

内訳別にみると、市土地開発公社は公共事業の先行取得用地等の買戻しに要する額、市都市整備公社は当公社が金融機関から借入れている中央北地区推進事業資金に対する補助額、出在家団地建設事業は市営住宅・出在家団地の譲渡契約に基づく償還額、救急医療対策事業は阪神北広域こども急病センター施設整備における借入金に対する当市負担分である。

ウ 一般会計等以外の特別会計(公営企業会計等)に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額〔78億2,315万円〕

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円・%)

会 計	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水 道 事 業	6,098 (2,032,730)	6,112 (2,037,653)	6,218 (2,072,885)	106 (35,232)	1.7 (1.7)
下 水 道 事 業	7,426,785 (18,202,905)	6,610,029 (17,440,712)	6,840,505 (16,443,522)	230,476 (997,190)	3.5 (5.7)
病 院 事 業	1,217,406 (1,721,160)	1,106,208 (1,501,816)	976,432 (1,244,265)	129,776 (257,551)	11.7 (17.1)
合 計	8,650,289 (21,956,795)	7,722,349 (20,980,181)	7,823,155 (19,760,672)	100,806 (1,219,509)	1.3 (5.8)

下段の()は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は78億2,315万円で、前年度に比べ1億80万円(1.3%)増加している。これは主に、病院事業で1億2,977万円減少したものの、下水道事業で2億3,047万円増加したことによるものである。

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔59億3,075万円〕

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

組合等の名称	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	7,225,227 (11,291,006)	6,573,108 (10,275,788)	5,910,833 (9,244,789)	662,275 (1,030,999)	10.1 (10.0)
丹波少年自然の家 事務組合	24,892 (258,530)	22,356 (232,190)	19,921 (206,900)	2,435 (25,290)	10.9 (10.9)
合 計	7,250,119 (11,549,536)	6,595,464 (10,507,978)	5,930,754 (9,451,689)	664,710 (1,056,289)	10.1 (10.1)

下段の()は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は59億3,075万円で、前年度に比べ6億6,471万円(10.1%)減少している。これは主に、猪名川上流広域ごみ処理施設組合分が6億6,227万円(10.1%)減少したことによるものである。なお、負担等見込額は、各組合の地方債残高に、各組合の規約に基づく負担割合等を乗じて算定している。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔93億4,347万円〕

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	8,979,612	8,655,130	7,989,990	665,140	7.7
組合等積立額(は積立不足額) (d)	1,138,678	1,218,080	1,353,482	135,402	11.1
負担見込額 (c)-(d)	10,118,290	9,873,210	9,343,472	529,738	5.4

負担見込額は93億4,347万円で、前年度に比べ5億2,973万円(5.4%)減少している。

当年度退職手当支給予定額分79億8,999万円は、職員総数1,149人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する830人分(対前年度26人・3.0%減)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔2億569万円・～の合計〕

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔2億549万円〕

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

法人名	負担見込額					備 考 (25年度算定内容)		
	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償付債務	ランク	算入率
川西都市開発(株)	28,750	28,750	177,252	148,502	516.5	590,839	B	30.0%
(福)阪神福祉事業団	3,612	31,633	28,239	3,394	10.7	28,239	E	100.0%
合 計	32,362	60,383	205,491	145,108	240.3	619,078		

1 算定方法は、財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、算入率の高い方を算入している。

2 ランクは、A～Eまでの5段階で、各ランクの算入率は、Bで30%以上、Eで90%以上である。

負担見込額は2億549万円で、前年度に比べ1億4,510万円(240.3%)増加している。これは主に、川西都市開発(株)に対する負担見込額が1億4,850万円増加したためである。内訳別にみると、川西都市開発(株)分は、金融機関からの事業運営資金借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費借入れに対するもの

である。

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。当市の場合、標準評価方式のうち財務諸表評価方式で評価しているが、この方式で評価する場合は、外形事象評価方式に基づく評価も併せて行ない、その結果、両方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔20万円〕

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用保証協会	損失補償債務等負担見込額	2,978	1,531	203	1,328	86.7
	(損失補償付債務残高)	(54,873)	(42,258)	(33,557)	(8,701)	(20.6)

負担見込額は20万円で、前年度に比べ132万円(86.7%)減少している。

見込額の内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20%を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

(4) (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額・604億3,357万円〕

「(B) 充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額(一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定)、特定財源見込額(国庫支出金、転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入)及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費)の合計額を算入する。

「(B) 充当可能財源等」は604億3,357万円で、前年度に比べ4,552万円(0.1%)減少している。これは、基準財政需要額算入見込額で15億2,377万円増加したものの、充当可能基金で11億2,003万円及び充当可能特定歳入で4億4,926万円がそれぞれ減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔46億109万円〕

地方債の償還額等に充当可能な基金(貸付金等を除いた額)

(単位:千円・%)

基金名	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財政基金	388,155	351,981	835,744	483,763	137.4
減債基金	947,243	2,902,518	1,528,120	1,374,398	47.4
公共施設等整備基金	311,143	311,245	271,347	39,898	12.8
社会福祉基金	217,309	218,467	221,022	2,555	1.2
地域福祉基金	382,894	382,894	382,894	0	0.0
文化振興基金	213,073	213,273	213,313	40	0.0
緑化基金	130,480	130,480	130,750	270	0.2
ごみ減量化・再資源化対策基金	98,368	98,368	98,388	20	0.0
奨学基金	25,604	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	915,146	1,063,684	867,745	195,939	18.4
農業共済事業基金	5,445	5,244	5,144	100	1.9
母子福祉応急資金貸付基金	1,145	1,155	1,155	0	0.0
ふるさとづくり基金	9,175	16,215	19,870	3,655	22.5
合計	3,645,180	5,721,126	4,601,096	1,120,030	19.6

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は46億109万円で、前年度に比べ11億2,003万円(19.6%)減少している。なお、基金からの充当可能額については、当年度末現在の基金残高65億7,730万円(母子福祉応急資金貸付基金は貸付額を除く)から、出納整理期間中の積立及び取崩しによる減少額19億7,621万円を加味した額を算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔132億7,914万円・～の合計〕

国庫支出金及び県支出金〔102万円〕

国庫支出金、県支出金等充当見込額

(単位:千円・%)

国庫支出金等の名称	充当見込額					地方債現在高 (25年度末)	3カ年平均充当率 (25年度)
	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
史跡地公有化国庫補助金	78,410	39,211	0	39,211	皆減	0	-
史跡地公有化県補助金	7,148	4,084	1,020	3,064	75.0	15,460	6.6%
合計	85,558	43,295	1,020	42,275	97.6	15,460	-

充当見込額は102万円で、前年度に比べ4,227万円(97.6%)減少している。

内容は、加茂遺跡文化財に係る史跡地公有化県補助金分である。

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔9億1,729万円〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称	償還見込額					備考(貸付残高) (25年度末)
	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	
市街地再開発事業無利子貸付金	194,250	179,950	165,650	14,300	7.9	165,650
市街地再開発事業有利子貸付金	720,188	680,032	639,876	40,156	5.9	639,876
災害援護資金	151,058	150,739	111,766	38,973	25.9	210,946
合計	1,065,496	1,010,721	917,292	93,429	9.2	1,016,472

償還見込額は9億1,729万円で、前年度に比べ9,342万円(9.2%)減少している。

内訳別にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第二工区市街地再開発事業(パルティK2・組合施行)の清算処理に伴って、(株)パルティ川西に貸し付けたもので、同有利子貸付金も同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付金である。災害援護資金は、貸付残高2億1,094万円のうち、1億1,176万円を償還見込額(回収見込率53.0%)として計上している。

公営住宅の賃貸料〔8億1,699万円〕

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

賃貸料の名称	充当見込額					地方債現在高 (25年度末)	3カ年 平均充当率 (25年度)
	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
市営住宅使用料	998,013	912,037	816,996	95,041	10.4	1,403,773	58.2%

充当見込額は8億1,699万円で、前年度に比べ9,504万円(10.4%)減少している。

当該特定財源は、当年度末の公営住宅建設事業債の現在高等に対する過去3カ年における住宅使用料の平均充当率を乗じて算出(住宅使用料を、住宅施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余额を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定)している。

都市計画税収〔115億4,383万円〕

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円・%)

区 分	23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在高等 (A)	28,105,618	27,939,090	29,675,673	1,736,583	6.2
都市計画事業費・都市計画事業費に係る地方債の元利償還金等への都市計画税の3年間平均充当率 (B)	46.3%	42.1%	38.9%	3.2ポイント	-
充当見込額 (A)×(B)	13,012,901	11,762,357	11,543,837	218,520	1.9

充当見込額は115億4,383万円で、前年度に比べ2億1,852万円(1.9%)減少している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が17億3,658万円増加したのに対し、都市計画税の平均充当率が38.9%と3.2ポイント低下したためである。

当該充当見込額の算定は、都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに、都市計画事業に係る地方債の元金償還金等を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当(3カ年平均)されているかを求め、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出している。前年度に比べ、当年度の充当率(3カ年平均)が低下しているのは、主に、中央北地区整備事業等の都市計画事業費が増加しているためである。

ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔425億5,333万円〕

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

費目	測定単位	算入見込額				
		23年度	24年度(b)	25年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1 消 防 費	人 口	30,855	30,855	30,855	0	0.0
2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 の 延 長	481,538	397,084	309,294	87,790	22.1
3 下 水 道 費	人 口	2,599,967	2,765,947	2,822,991	57,044	2.1
4 そ の 他 の 土 木 費	人 口	348,173	241,826	145,874	95,952	39.7
5 小 学 校 費	学 級 数	511,292	125,269	403,281	278,012	221.9
6 中 学 校 費	学 級 数	26,322	5,341	25,271	19,930	373.2
7 保 健 衛 生 費	人 口	338,141	191,508	252,888	61,380	32.1
8 清 掃 費	人 口	47,506	36,801	26,096	10,705	29.1
9 地 域 振 興 費	人 口	501,688	92,259	347,035	254,776	276.2
10 公 債 費		33,691,358	37,142,674	38,189,749	1,047,075	2.8
合 計		38,576,840	41,029,564	42,553,334	1,523,770	3.7

算入見込額は425億5,333万円で、前年度に比べ15億2,377万円(3.7%)増加している。算入見込額の主なもの、公債費381億8,974万円、下水道費28億2,299万円である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費	216億5,197万円	
公害防止事業債償還費	79億7,684万円	
東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	32億6,830万円	
減税補てん債償還費	21億5,951万円	
財源対策債償還費	12億9,322万円	など

資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

【計算式】	資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$
〔地方公営企業法適用企業の場合〕			
1 資金の不足額			
	[流動負債	+ 建設改良費等以外の経費 の財源に充てるため起こ した地方債の現在高] - 流動資産] - 解消可能 資金不足額
2 資金の剰余額			
	流動資産	- 流動負債	- 建設改良費等以外の経費の財源に充 てるため起こした地方債の現在高
3 事業規模			
		営業収益の額	- 受託工事収益の額

(2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	23年度	24年度(B)	25年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率() (資金不足額 / 事業規模)	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	6.6%	17.9%	16.0%	1.9ポイント
資金剰余額 (資金不足額)	水道事業	4,850,826	4,958,120	3,749,759	1,208,361
	下水道事業	1,070,872	1,308,420	1,566,369	257,949
	病院事業	231,955	618,056	610,861	7,195

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で37億4,975万円、下水道事業で15億6,636万円の資金剰余額が生じているが、病院事業で6億1,086万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は16.0%で、前年度に比べ1.9ポイント低下(改善)している。これは、資金不足額(6億1,086万円)が前年度に比べ719万円(1.2%)の微減に対し、医業収益が3億5,528万円(10.3%)増加したためである。当年度の後半以降では、患者数等により収益増の傾向が見られるものの、損益面では依然として厳しい状況が続いており、年度末には、資金不足に対応するため市からの長期借入金を増額している。当年度で経営改革プランの計画期間が終了しているが、引き続き、経営改善に向けて、収益確保及び経費節減の徹底等の取組みを強化していく必要がある。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

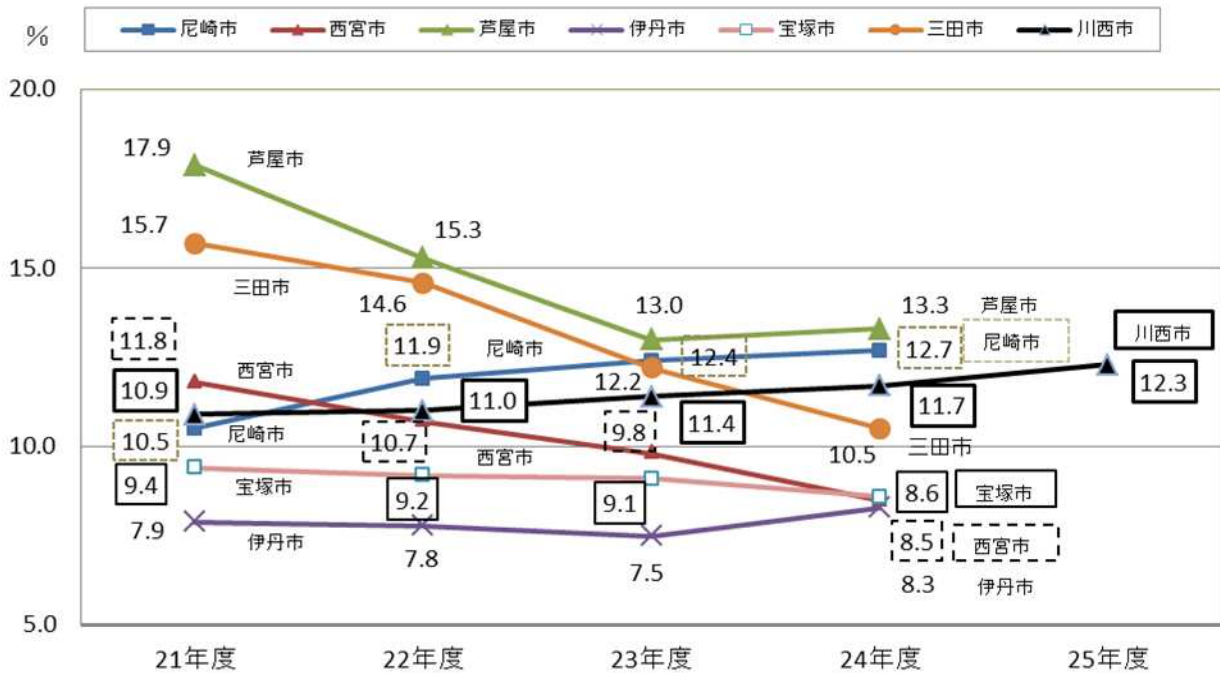
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成21～24年度(川西市のみ25年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

